

2026年4月24日

各 位

会社名 株式会社 マンダム  
代表者名 代表取締役社長執行役員 西村 健  
(コード：4917、東証プライム市場)  
問い合わせ先 CFO 澤田 正典  
(TEL. 06-6767-5020)

### 株式併合並びに単元株式数の定めの変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2026年3月26日付「株式併合並びに単元株式数の定めの変更に関するお知らせ」（以下「2026年3月26日付プレスリリース」をいいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合に関する議案並びに単元株式数の定めの変更に関する議案について本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2026年4月24日から2026年5月14日までの間、整理銘柄に指定された後、2026年5月15日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

### 記

#### I. 第1号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。なお、本株式併合の詳細は、2026年3月26日付プレスリリースに記載のとおりです。

##### 1. 併合する株式の種類

普通株式

##### 2. 併合比率

当社株式について、10,000,000株を1株に併合いたします。

##### 3. 減少する発行済株式総数

45,019,460株

（注1）下記4.記載の効力発生前における発行済株式総数から下記5.記載の効力発生後における発行済株式総数を控除した株式数を記載しております。

4. 効力発生前における発行済株式総数

45,019,464株

(注2) 効力発生前における発行済株式総数は、2025年12月31日時点の発行済株式総数(48,269,212株)から、当社が2026年3月26日の当社取締役会においてその消却を決議し、2026年5月18日付で消却される予定の当社の自己株式3,249,748株(2025年12月31日時点で当社が所有する全ての自己株式の数(3,132,848株)及び当社が2026年5月18日までに無償取得を行う予定の当社の譲渡制限付株式の数(116,900株)の合計)を除いた株式数です。

5. 効力発生後における発行済株式総数

4株

6. 効力発生日における発行可能株式総数

10株

7. 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、カロンホールディングス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとすることを目的とする取引(以下「本取引」といいます。)の一環として行われるものであること、当社株式が2026年5月15日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。)第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生の直前時点、すなわち本株式併合の効力発生日の前日である2026年5月18日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が2025年9月26日から2026年2月25日までを買付け等の期間として実施した当社株式に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である3,105円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

② 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称

カロンホールディングス株式会社

③ 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得にかかる資金については、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）からの借入、並びにCVC Capital Partners plcの子会社が助言を提供するファンド又はそのGeneral Partnersにより発行済株式の全てを間接的に所有されている、公開買付者の完全親会社であるカロンJグループホールディングス株式会社による出資により賄うことを予定しているとのことです。

当社は、本取引の実行手続において、公開買付者が2026年2月9日に提出した公開買付届出書の訂正届出書及びそれに添付された同日付の三菱UFJ銀行の融資証明書及び公開買付者親会社等の出資証明書を確認することによって、公開買付者による資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払についても、これらの資金から賄うことを予定しており、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、公開買付者による本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

#### ④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2026年6月上旬頃を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年6月下旬頃から2026年7月上旬頃を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2026年8月下旬頃から9月中旬頃を目途に当該代金を株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

## II. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は、2026年3月26日付プレスリリースに記載のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、2026年5月19日に効力が発生する予定です。

1. 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めにしたがって、当社の発行可能株式総数は10株となります。この点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
2. 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は4株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式の売渡請求）及び第10条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

3. 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 14 条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。なお、当該変更の効力が生じた場合、2026 年 6 月に予定している定時株主総会につきましては、開催時点の株主をもって議決権を行使できる株主として取り扱う予定です。
4. 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 16 条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

### III. 株式併合の日程

①本臨時株主総会開催日	2026 年 4 月 24 日（金）
②整理銘柄指定日	2026 年 4 月 24 日（金）
③最終売買日	2026 年 5 月 14 日（木）（予定）
④上場廃止日	2026 年 5 月 15 日（金）（予定）
⑤本株式併合の効力発生日	2026 年 5 月 19 日（火）（予定）

以上